

## II 森林整備の方法に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 2~4 号及び第 6~8 号並びに第 3 項第 1~3 号)

### 第 1 伐採に関する事項 (法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号)

#### 1 伐採の方法

##### (1) 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表 2-1 のとおり整理する。

表 2-1 立木竹の伐採の方法

区 分	指 針	
主伐 (更新を伴う 伐採)	皆伐	<ul style="list-style-type: none"><li>・主伐のうち、択伐以外のもの。</li><li>・気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 適切な伐採区域の形状</li><li>➢ 1箇所あたりの伐採面積の規模</li><li>➢ 伐採区域のモザイク的配置</li></ul></li><li>・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図るもの。</li></ul>
	択伐	<ul style="list-style-type: none"><li>・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。</li><li>・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。</li><li>・適切な伐採率とは、材積伐採率 30%以下とする。ただし、伐採後の造林が植栽による場合は 40%以下とする。</li></ul>
間伐 (更新を伴わ ない伐採)	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採しておこなうものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-2 のとおり定める。

表 2-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区 分	指 針
共通事項	<p>適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものという。</p> <p>適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することができないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。</li> <li>・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。</li> <li>・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。</li> <li>・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。</li> <li>・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。</li> <li>・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和 3 年 3 月 16 日 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全等に努めるものとする。</li> </ul>
育成 単層林	<p>育成单層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。</li> <li>・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11 月から 3 月に伐採するものとする。</li> <li>・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率 70% 以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が</li> </ul>

	<p>見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齡等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。</li> <li>林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。</li> </ul>
育成 複層林	<p>育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。</li> </ul>
天然生林	<ul style="list-style-type: none"> <li>主伐にあたっては、育成单層林及び育成複層林の項目に準ずる。</li> </ul>

#### ※用語説明

- 育成单層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- 育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- 天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

## 2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表 2-3 のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務づけるものではない。

表 2-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラクヌギ	その他広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※ マツとはクロマツ及びアカマツを指す。

## 3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

## 第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表 2-4 のとおり定める。

表 2-4 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、ケヤキ、ハリギリ、ホオノキ、キハダ、ヤマザクラ、ヤマグリ、ブナ、コナラ、ミズナラ、カエデ類、シデ類、モミ

※ 1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたエリートツリーの苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

※ 2 クロマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※ 3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市の農政課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

※ 4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表 2-5 に定める。

表 2-5 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha
	疎仕立て	2,000 本/ha
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha
	疎仕立て	2,000 本/ha
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha

※ 1 表 2-5 に示す標準的な植栽本数以上の本数を植栽しようとする場合は、市農政課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定する。

※ 2 現地状況や地形等を考慮し、上記植栽本数を植栽することが困難な場合は、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、市の農政課（森林・林業担当課）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

### イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-6 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低成本主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ等花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

表 2-6 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。</li> <li>気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。</li> </ul>	—
更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として植栽とする。</li> <li>植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮してその方法を定め、適期に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として樹下植栽とする。</li> <li>隣接して広葉樹林が残存している林地等では、天然更新による広葉樹の導入も考慮する。</li> <li>植栽本数は、表 2-5 に示す標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。</li> </ul>

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林による森林の伐採跡地については、表 2-7 に定める期間内において早期に更新を完了するものとする。

表 2-7 伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内
択伐 (伐採率 40% 以下)	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

### (1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表 2-8 のとおり定める。

表 2-8 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、テーダマツ、クロマツ、ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、クロガネモチ、ハコネサンショウバラ、ヒメシャラ、コブシ、ヤマグワ、コシアブラ、ハリギリ、サンショウ、クマノミズキ、クロモジ、アオハダ、タンナサワフタギ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 cm 以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

## (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表 2-9 に定め、天然更新すべき期待成立本数は表 2-10 に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表 2-11 に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表 2-9 天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽）、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき、植込み等の天然更新補助作業を行うこと。

表 2-10 天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表 2-11 天然更新補助作業

天然更新補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を 1 株当たりの仕立て本数 4~5 本を目安としてぼう芽整理を行う。 2 回目は 4 年目に実施し、1 株当たりの仕立て本数は 2~3 本とする。

### (3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。そのため、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、天然更新を完了させるものとする。

### (4) 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後概ね5年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

#### ア 確認調査の方法

- ・調査の時期は、伐採後5年以内とする。
- ・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
- ・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
- ・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
- ・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
  - ・プロットの大きさは $5m \times 5m (25 m^2)$ とし、2箇所以上設ける。
  - ・プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
  - ・対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。(後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す。)

#### イ 天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表2-12のとおり定める。

表2-12 天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・天然更新すべき立木（表2-8で定める樹種で樹高が2m以上のもの）の本数が、期待成立本数の3割以上で、かつ均等に生育している状態である。</li><li>・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。</li></ul>
天然更新すべき立木の本数の下限値	<ul style="list-style-type: none"><li>・期待成立本数の3割（=1,800本/ha）</li><li>・ただし、気象や土壤等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000本/haを下限とすることができる。</li></ul>

## ウ 基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を考慮し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準」及び「同所在」を以下に示す。

なお、伐採計画の内容が、以下の「基準」または「所在」に該当する場合は、人工造林を原則とする。

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

以下、いずれかの場合に該当するとき

- ・ 5 ha 超の皆伐を行う場合。
- ・ 表 2-8 に示す天然更新対象樹種の種子の供給の具体性及び稚樹の存在の有無、萌芽更新の確実性、鳥獣による稚樹の食害の恐れがある場合の獣害防止対策など、伐採後 5 年以内に天然更新が達成すると見込まれる具体的な計画が無い場合。

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

##### (1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

##### ア 人工造林の場合

表2-4に定める樹種とする。

##### イ 天然更新の場合

表2-8に定める樹種とする。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は6,000本/haとする。

### 第3 保育・間伐に関する事項(法第10条の5第2項第4号)

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

#### 1 保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表3-1のとおり定める。

表3-1 保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈り	スギ ヒノキ	林齢：10年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施 時期：6～7月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈り及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が7cmになった時に実施 方法：直径5～6cmのところまで実施 「目標とする材長+0.5m」の高さまで実施 時期：11月～2月上旬頃
その他	—	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

## 2 間伐を実施すべき標準的な林齡及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表3-2に示す指針に従って実施する。

表3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。</li> <li>間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数(Ry)※2」を用いるものとし、その値を表3-3に定める。</li> <li>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表3-4に定める。</li> </ul>
間伐率 間伐回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。「新・システム収穫表」による試算の一例を表3-3に示す。</li> <li>材積による伐採率の上限は35%を標準とする。</li> <li>5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。</li> </ul>
選木の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。</li> <li>保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木などを選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。</li> <li>VIII齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。</li> <li>地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。</li> </ul>

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム(エクセルファイル)。樹種、林齡、ha当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。

※2 「収量比数(Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める

時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び1に近づいていく。

表 3-3 「新・システム収穫表」による試算の一例

年生	施業	本数 伐採 率	伐採後 本数 (本/ha)	伐採後 収量比数 (Ry)	平均胸高 直径 (cm)	伐採材積 (m <sup>3</sup> /ha)
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103
90	皆伐	100%			34.5	462

※樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位Ⅲで初期設定

※長伐期施業とし、90年生を伐期として設定

表 3-4 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表 3-5 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

### 3 計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林 該当なし。

## 第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

### 1 作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表4-1に定義する。

表4-1 作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車(10t積程度のトラック)や林業用車両(大型ホイールタイプフォワーダ等)の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械(トラックを含む)の走行を予定するもの。

#### (1) 作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム(車両系又は架線系)を定め、表4-2に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表 4-2 作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	
		うち基幹路網	
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	110m/ha 以上	30~40m/ha 以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	85m/ha 以上	23~34m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地 (30~35°)	車両系	60m <50m>/ha 以上	16~26m/ha 以上
	架線系	20m <15m>/ha 以上	
急峻地 (35° ~ )	架線系	5m/ha 以上	5~15m/ha 以上

\*「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

## (2) 基幹路網に関する事項

### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表 4-3 に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 4-3 基幹路網の規格・構造

区分		規格（林道規程）		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道	第1種 及び 第2種	自動車道1級	4.0m(3.0m)	一般車両、 林業用車両
	森林管理道	第2種	自動車道2級	3.0m	
	森林施業道	第2種	自動車道3級	2.0m	
林業専用道		第2種	自動車道2級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

\*第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

\*第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

### イ 基幹路網の整備計画

表 4-4 のとおり基幹路網の整備を計画する。（詳細 別紙 2 参照）

表 4-4 概要 基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長 (km) / 箇所数 (箇所)
森林基幹道の開設		
森林管理道の開設	2 路線	1.1km
林道の改良（拡張）	3 路線	20 箇所
林道の改良（舗装）		

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (3) 細部路網の整備に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業路網は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表 4-5 に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業路網の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表 4-5 森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m 以上	車両系林業機械又は小型のトラック
	全幅員 2.5m 未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m 程度）

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

#### (4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表 4-4 に掲げる計画に沿い、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表 4-4 に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

なお、路網整備等推進区域は表 4-6 に整理する。

表 4-6 路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積(ha)	路線名	延長(m)	対図番号
19～21 林班	116.8	諏訪ノ台線	3,020	(1)
2 林班	147.86	北箱根山線	6,705	(2)

- 2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項  
該当なし。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託もほとんど行われておらず、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して、必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。

また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と受託者との間で長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

- (1) 造林、保育及び伐採に必要な育成権原
- (2) (1)に基づき伐採した木竹の処分権原
- (3) 森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を検討する。この制度により森林所有者から経営管理権を取得した場合は、林業経営に適した森林については民間事業者に経営管理実施権を設定して再委託を行い、また、林業経営に適さない森林については、必要に応じて森林環境譲与税等を財源として本市が直接森林整備を行うことにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権又は経営管理実施権の設定に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（法第10条の5第2項第7号）

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう指導・助言をする。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

- (1) 共同して行う森林施業及び保護の種類並びに、その実施方法
- (2) 作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法
- (3) 共同施業実施者の一人が、上記（1）又は（2）により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

## 第7 その他森林整備に関する必要な事項

(法第10条の5第3項第1号から第3号)

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 森林技術者の能力の向上

林業経営体に雇用された技術者について、国の人材育成制度等を利用して、経験年数に応じた技術、知識、能力の習得を図り、効率的な木材生産を担う森林技術者を育成する。

#### (2) 効率的な木材生産のためのプランナーの育成

林業経営体の職員に対し、効率的な木材生産に必要な計画を作成する知識の習得を促し、森林施業プランナーを推進する。

#### (3) 林業への新規就業促進

林業への就業に関心がある者を対象に、林業の仕事や就業条件などに関する情報の提供、就業支援講習会の開催と、林業経営体による短期的な雇用により、林業への新規就業を促進する。

#### (4) 森林技術者の就労環境の向上

林業経営体による雇用環境の改善や労働安全の取組により、森林技術者の就労環境を向上させる。

林業事業体の通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価を促す。

#### (5) しいたけ生産者の育成

地域のしいたけ生産者に対し、品質適正表示やしづおか農林水産物認証取得を指導する。

### 2 林業機械の導入の促進に関する事項

集約的な施業を実施するために、地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表4-7をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

また、低コスト生産システムの構築に不可欠な、高性能林業機械の導入やオペレーターの育成、林業労働災害の防止等については、県や林業・木材製造業労働災害防止協会等の支援事業等を積極的に利用していく。

表 4-7 生産システムのモデル

シス テ ム	傾 斜	最大到達距離(m)		伐採	木寄 せ・ 集材	枝払い・ 玉切り	運搬
		基幹 路 網 から	細部 路 網 から				
車両系	緩	150 ~ 200	30~75	ハーベスター	グラップル	プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
	中	200 ~ 300	40 ~ 100	ハーベスター チェーンソー	グラップル	プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
	急	300 ~ 500	50 ~ 125	チェーンソー	グラップル ワイン チ	プロセッサ チェーンソー	フォワーダ トラック
架線系	中	200 ~ 300	100 ~ 300	チェーンソー	ワイン チ	チェーンソー	フォワーダ トラック
	急	300 ~ 500	150 ~ 500	チェーンソー	ワイン チ	チェーンソー	フォワーダ トラック

### 3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設について、表 4-8 に現状を示す。

表 4-8 林産物の利用促進のために必要な施設

区分	施設の種類	現状	
		位置	規模
加工	国産材合板他 木材加工・製材工場	富士市 中之郷	132,000 m <sup>3</sup> /年
	木材チップ 製造工場	富士市 大渕	11,000t/年
流通	原木市場	富士市 大渕	88,840 m <sup>3</sup> /年
	ストック ポイント	小山町 上野	37,600 m <sup>3</sup> /年 (目標取扱量)